

調 達 公 告

下記業務を公募型プロポーザル方式により実施します。

については、下記の参加資格条件を満たし、参加を希望する者は、必要応募書類を提出してください。

次に定める事項のほか、地方自治法施行令、琴浦町財務規則、その他入札規則で規定する事項を承知の上、応募してください。

令和4年9月30日

琴浦町長 福本まり子

調 達 内 容	業務名	琴浦町放課後児童クラブ運営業務委託事業		
	業務場所	浦安放課後児童クラブ（多世代交流施設内）、八橋放課後児童クラブ（八橋小学校特別棟内）、聖郷放課後児童クラブ（聖郷小学校ミーティングルーム）、船上放課後児童クラブ（赤碕文化センター内）		
	業務の内容	「琴浦町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」による。		
	業務期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）		
	提案上限額	3年間の総額で135,000,000円（消費税等相当額を含む。以下同じ。）とする。ただし、各年度における支払限度額は次のとおりとする。 令和5年度 45,000,000円 令和6年度 45,000,000円 令和7年度 45,000,000円		
	発注担当課	琴浦町 子育て応援課		
企 画 提 案 書 提 出 者 の 条 件	参加資格	参加資格は、「琴浦町放課後児童クラブ運営業務委託事業募集要項（以下「募集要項」という。）第3-1参加資格」のとおり		
応 募 方 法	提出先及び連絡先	琴浦町 子育て応援課	住所	琴浦町大字徳万591番地2
		(土日・祝日除く8時30分～17時15分まで)	電話	0858-52-1709（直通）
	参加申込期間	公告の日 から 令和4年10月14日（金）午後5時（必着）		
	参加申込書類	実施要領〔第4（1）〕に記載のとおり		
	応募後の対応	応募資格を確認後、提案書提出が可能か否かを郵便および電子メールで通知する。		
	提出部数	正本1部、副本1部（提案書の場合は、副本を6部とする。）		
提出方法	持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。			
審 査 方 法 等	発注方式	公募型プロポーザル方式		
	提案書の提出期限	令和4年10月27日（木）午後5時まで（必着）		
	提案書等の書類	募集要項〔第4（2）、（3）〕に記載のとおり		
	郵送等の可否	提案書は、直接持参するものとする。		

	審査方法	委託事業者選定委員会において提案書等の書類審査及びプレゼンテーションを審査し、最優先交渉権者及び次点者を決定する。
	契約方法	最優先交渉権者と仕様、価格等協議を行い、合意に至った場合、契約を行う。
	特記事項	—
	支払条件	月払い
	備考	使用言語は、日本語とする。通貨は、日本国通貨とする。